

石岡市インターネット公有財産売却 ガイドライン

石岡市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「石岡市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

第 1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません）

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号該当すると認められる方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する方

(3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする方

(4) 次のいずれかに該当する方

- ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）)

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うことを助長する恐れがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者

(6) 前記 (2) ～ (5) に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする方

(7) 日本語を完全に理解できない方

(8) 石岡市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり石岡市が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）の手続きの一部です。

- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間石岡市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめ財産売却システム上の売却物件の詳細画面や石岡市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- また、入札の前に現地において、購入希望の財産を確認してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、石岡市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、石岡市に送付または持参してください。（郵送の場合は、簡易書留等を利用し参加申込締切り 3 日前（閉庁日を除く）必着）

（必要書類）

ア. 申込書。

イ. 誓約書。

ウ. 代理人が入札に参加する場合は、委任状と代理人の印鑑証明および代理人の本人確認書面が必要。ただし、1 人で 2 人以上の代理人を兼ねてはならない。

エ. お住いの市区町村の住民税の完納証明書又は非課税証明書（法人の場合は、このほかに直近年の法人住民税の納税証明書）

オ. 身分証明書の写し。（市区町村発行のもの）

カ. 住民票（個人の場合に限る。法人の場合は履歴事項全部証明書）

キ. 印鑑登録証明書。（法人の場合は印鑑証明書）

ク. 執行機関から仮受付が完了したメールをプリントアウトしたもの。

ケ. その他石岡市が必要とする書類。

証明書類は写し、原本を問わず申請日以前 90 日以内の証明日のもの。

・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「銀行振込」「その他」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公有財産の引き渡しは、現状有姿のままの引き渡しとなりますので、事前に公有財産の現状を確認してください。
- (2) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産のき損、滅失など石岡市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (3) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (4) 石岡市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。
- (5) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの関係法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (6) 落札者が、物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符号しない事項が売払物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減免を請求することはできません。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録（住民票抄本）などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、履歴事項全部証明書に記載されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを石岡市に開示され、かつ石岡市がこれらの情報を石岡市文書管理規程等に基づき保管すること。
 - ・石岡市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
 - ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 石岡市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。(地方自治法施行令第 167 条の第 14 項で準用する「せり売り」の場合も含まれます。)

- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録（住民票抄本）や商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

- (1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

- (2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、「申込書」と共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した「共同入札者持分内訳書」に共同入札者全員分の必要書類を添えて石岡市に提出することが必要です。なお、申込書及び共同入札者持分内訳書は石岡市のホームページより印刷することができます。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録（住民票抄本）や商業登記簿等（履歴事項全部証明書）の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録（住民票抄本）などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の入札参加に係る必要書類を参加申込締切り日（閉庁日を除く）までに石岡市に提出することが必要です。郵送等の場合は、簡易書留等を利用し原則として、参加申込締切り 3 日前（閉庁日を除く）までに必着とし、入札日の前日までに石岡市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

入札保証金とは、地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、石岡市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、石岡市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のア、イの 2 種類となります。

売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。入札保証金には利息を付しません。

ア. 銀行振込による納付

銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、石岡市が入札保証金の納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあるため、必ず事前に振り込み日時を石岡市へお知らせいただいたうえ、入札参加申込締切日 3 日前までにお振込みください。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

イ. その他の方法による納付

納付方法は銀行振込以外に、直接持参があります。（物件ごとに指定されている場合があります）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、石岡市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、石岡市に持参してください。書類を確認後、石岡市が発行する「納付書」を確認の上納付してください。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「その他」に「○」をしてください。

- ・直接持参により入札保証金を納付する場合、石岡市が発行する納付書において指定する窓口で納付してください。
- ・直接持参の場合は、持ち込んだその日に金融機関に納入手続を行いますので、14時までに持ち込む必要があります。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに石岡市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申込書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

石岡市は、本ガイドラインに規定する公有財産売却に参加することができないものが行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、石岡市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 石岡市から落札者への連絡

落札者には、石岡市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・石岡市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、石岡市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

石岡市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には石岡市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して石岡市に直接持参または郵送の場合は簡易書留等を利用し確実に配達されたことを確認できるようにしてください。

※落札内容により必要な書類は異なる場合がありますので、詳細につきましては、契約締結に関する案内と合わせてお知らせします。また、提出していただく書類は返却できませんのでご了承ください。

ア. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が本ガイドラインで規定する公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに石岡市が納付を確認できるよう売払代の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに石岡市が納付を確認することが必要です。

ア. 石岡市が用意する納付書による納付

イ. 石岡市が指定する銀行口座への振り込みによる納付

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込みのみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

石岡市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には石岡市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵送（郵送の場合は簡易書留等を利用し確実に配達されたことを確認できるようにしてください。）してください。また、「不動産所有権移転登記申請書」受理後、権利移転登記に必要な書類（登記原因証明

情報等）を送付しますので、必要事項を記入し直接持参または郵送（郵送の場合は簡易書留等を利用し確実に配達されたことを確認できるようにしてください。）してください。権利移転登記完了後、法務局から発行された書類等をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 所有権移転

ア. 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて石岡市が不動産登記簿上の権利移転のみを行いますので、石岡市のホームページより「所有権移転登記請求書」及び後日送付する「登記原因証明情報」に必要事項を記入・押印して必要書類を添付の上、納付期限までに提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は石岡市が指定する日となります。

イ. 共同入札の場合は、「申込書」に記載の持分割合で、共同入札者全員の共有として所有権移転登記をしますので、共同入札者全員が記入押印した「所有権移転登記請求書」（1枚目と2枚目）及び必要事項を記入・押印した「登記原因証明情報」に共同入札者全員の住民票抄本（法人の場合は履歴事項全部証明書）の原本の提出が必要です。

ウ. 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後1か月程度要する場合があります。

3. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、公有財産売却の財産は現状有姿のまま引渡しがあったものとし、契約締結後に発生した財産のき損、滅失など石岡市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、その他石岡市が必要と認める費用等）は落札者の負担となります。

(2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙が必要となります。

ア. 売払代金の残金を銀行振込で納付する場合

売払代金の残金を納付後、「所有権移転登記請求書」及び収入印紙などと合わせて石岡市に送付してください。

イ. 売払代金の残金を持参する場合

「所有権移転登記請求書」及び収入印紙などと合わせて持参してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計としてください）

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込など

により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、石岡市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、石岡市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、石岡市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、石岡市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、石岡市は責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず石岡市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

石岡市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、石岡市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、石岡市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、石岡市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りま
す。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準
化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいま
す）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時に
よります。

9. 石岡市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

石岡市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、石岡市は売却システム上に掲載することにより公表しま
す。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するイン
ターネット公有財産売却から適用します。

10. 市議会の議決に付すべき契約について

- (1) 予定価格 20,000,000 円以上の不動産若しくは動産の売り払い（土地については、1
件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）に該当する物件は、地方自治
法第 96 条第 1 項第 8 号の規定及び石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得又は処分に関する条例（平成 17 年石岡市条例第 59 号）の規定により、石岡市議
会の議決に付さなければならない。

- (2) 前号の物件を落札した落札者は、石岡市の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結の上、石岡市議会の議決を受けなければならない。
- (3) 前号の契約は、石岡市議会の議決を受けた後、当該契約の効力が発生するものとする。
- (4) 上記(2)の契約が、石岡市議会の議決を得られなかった場合、当該契約は無効となり、落札者はそれに伴う損害について石岡市に対して賠償等の請求及びその他一切の異議申し立てを行わないものとする。

11. 用途の制限等

- (1) 落札者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供してはならない。
- (2) 落札者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途に供してはならない。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用。

12. 用途制限の継承義務等

- (1) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって継承させなければならない。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (2) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (3) 上記(1)及び(2)における当該第三者の前述の義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

13. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、石岡市が掲載したものでない情報については、公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。